

やもめ（寡婦）の処遇

椎野若菜

1 はじめに

二〇〇五年十一月十二日（土）、大阪・摂南大学にて秋季大会が行われた。今回より、この秋の大会は一日のみの開催で、個人発表と会員からの企画シンポジウムが行われるという初めての試みであった。私は「やもめ（寡婦）の処遇」と題しシンポジウムを企画し、小田亮氏（成城大学・文化人類学、阿久津昌三氏（信州大学・文化人類学）、馬場淳氏（東京都立大学大学院・社会人類学）、服藤早苗氏（埼玉学園大学・古代・中世史）の四氏にシンポジストをお願いし、それぞれの分野、地域からの「やもめ／寡婦」にかんするご発表をいただいた。本稿では、当日来られなかった方へのご報告として、各発表者の発表内容の掲載を行い、シンポジウムでの議論、ご意見などから今後の課題を述べたい。

2 シンポジウムの構成

椎野若菜（青山学院大学）

趣旨説明・人類学における寡婦の研究と比較研究の試みへ

小田 亮（成城大学）

西ケニア、クリア社会のレイヴェイトと寡婦たちの戦術

阿久津昌三（信州大学）

アフリカの王権、ジェンダー、寡婦儀礼―人間不平等起源

論序説

馬場 淳（東京都立大学大学院）

「振る舞い」をめぐる政治学―パプアニューギニア・クル

ティ社会における婚姻と寡婦

服藤早苗（埼玉学園大学）

日本における後家の成立過程と役割

*発表者の所属は発表当時のものである。

3 各発表者の発表要旨

シンポジウムの趣旨については、会報でもお伝えしたが、以下、簡略に趣旨説明から発表要旨を順に掲載させていただきたい。なお、発表要旨は当日配布した、発表者によるものに私が若干の加筆・訂正をほどこさせていただいた。

趣旨説明

人類学における寡婦の研究と比較研究の試みへ

椎野 若菜

(青山学院大学)

社会・文化人類学における「寡婦」研究

配偶者を亡くした人——とくに夫を亡くした女性については、文学や映画においてしばしば描かれてきた。そして多くの場合、夫を亡くした女性を示す言葉については「未亡人」という語が用いられてきた観がある。しかし文字通り、夫の死後「未だ亡くならない人」という差別的な意味がこめられているとして、一般においても最近では使用しない傾向になってきている。それに代わる語として、福祉関連の方面でしばしば用いられる「寡

婦」が想起されるが、それもまた一部のフェミニニストによると差別語に相当するという。しかしここでは、「寡」はもともと喪に服す女性が家屋のなかで儀礼を表す象形文字であり、「独り」を意味する語であること、また人類学において widow の語の定訳として「寡婦」が定着していることなどから、「夫を亡くした女性」を意味する語として記紀の時代からあらわれる「寡婦」という語が、あるいは古代の後期からあらわれる「やもめ」の語を用いたい。

文学や映画において寡婦がしばしば登場してきたことは対照的に、学問の世界では寡婦をメインテーマとする研究は少ない。私の専門である人間の社会、文化について研究する社会・文化人類学においても、寡婦という存在が民族誌で真正面から描かれることはあまりなかった。具体的な記述がなされているのは、古典では南スーダンのヌエル社会を調査したエヴァンズ・プリチャードのものである。彼の一九三〇年代〜五〇年代の報告をはじめ、諸報告をもとに寡婦に関する用語に一定の整理をしたのがほぼ同時代の人類学者、ラドクリフ・ブラウンである (Radcliffe-Brown 1950)。彼は現代の人類学の、方法論のさまざまな基礎を築いた近代人類学の代表格だが、当時の学風の特徴のひとつである、単系出自の思考を強調する傾向があった。したがって、彼や彼に追隨する人類学者による寡婦の言及の仕方にも同様の特徴がある。いずれにせよエヴァンズ・プリチャード以来、具体的に寡婦について記述されたものはほと

んど見当たらないが、一九六〇年代からはフェミニストによる寡婦に注目した研究が徐々にみられるようになった。それらは寡婦の生活を生き活きと描くものもあつたが、概して形式的な記述や寡婦のみに注目していたり、理論的なものが少なかったといえる。

ケニア・ルオ社会の場合

私の調査する東アフリカ、ケニアのルオ社会では、夫と妻の結婚年齢の差があることから、必然的に女性は無婦になる確率が高い。また一夫多妻社会であるため、一人の既婚男性が死ぬと同時に複数の寡婦が生まれる。寡婦となった彼女たちは、亡夫の類別の兄弟を代理夫とする、伝統的に「テール」とよばれるレヴィレートの関係を結び生活を営んでいく。現在観察するかぎり、その生活は結婚が受動的であるのに比べ、寡婦の意思で自分に見合った代理夫を選び成り立つものである。寡婦たちは、理念上では「父系の系統の維持」のための伝統的な慣習を、自らの生活にあわせて利用しているとも考えられるのである。

比較研究の試みへ

本シンポジウムではやもめ（寡婦）に注目することで、対象社会における女性の社会的地位、その変化、女性の生き方の新たな側面を明らかにし、それらを地域、時代を超えて学際的な比較の試みを行なうことで当該社会の特徴を引き出すことを目的としたい。「結婚したカップル」から外れた寡婦の生活実践

を通時的（歴史的）視点でとらえることで、当該社会の結婚制度をふくむ社会制度や社会組織の特性、ジェンダーやセクシュアリティをめぐる関係性を描出することを試みたい。

初めての試みとして、今回は東アフリカ、西アフリカ、ニューギニア、日本（中世）を研究対象とする方々にご発表いただくことになった。これを機会に歴史、民俗学、法制史など多岐の分野をご専門とする会員の方々にも「やもめ」という切り口で社会をみることに関心をもっていたら、共同研究の今後を展開に期待したい。

西ケニア、クリア社会のレヴィレートと

寡婦たちの戦術

小田 亮

（成城大学）

西ケニアのクリア社会では、寡婦を亡夫の兄弟ないし類別の兄弟が引き取る「レヴィレート」が行なわれていた。レヴィレートとは、寡婦相続とは異なり「再婚」ではなく、寡婦は亡夫の配偶者でありつづけ、寡婦を引き取る兄弟はあくまで「代理夫」である。つまり、レヴィレートという制度では寡婦の再婚はありえないこととされる。ところが、一九七〇年代初頭のM・C・キルウエンの調査(Kirwen 1979)によれば、クリア

の三〇人の寡婦のうち三人が実際に「再婚」しており、三〇一人を対象にした質問票調査では、「寡婦は再婚できるか」という質問に対しては、「できる」と答えた人が一六%、「場合による」が一七%だったという。つまり、三割以上のクリア人が伝統的なレヴィレットの慣行に反して、寡婦は再婚できると答えているのである。ところで、二〇〇一年に行なった私の調査（小田二〇〇五）では、一三二人の寡婦のうち、実際に再婚している寡婦は一人もいなかった。また、寡婦が再婚できるという人もほとんどいなかった。

キルウエンの調査が正しければ（私の調査でも、実際に再婚した例はなかったが、一九七〇年前後には再婚の可能性が認められていたことがうかがえる）、一九七〇年代初頭のクリア社会では、レヴィレットという制度の基本的要素である、寡婦は亡夫の妻でありつづけるという観念が大きく揺らいでいたが、二〇〇〇年代初頭では再びその観念がよみがえったことになる。しかし、その復活は、クリア社会が伝統的なレヴィレットの慣行に戻ったことを意味するのではなく、逆に、現在、寡婦たちが行なう選択で最も多いのは、キルウエンの調査ではなかった「代理夫を選ばない（拒否する）」という選択肢、すなわちレヴィレットを行なわないという選択肢なのである。

クリア社会において、レヴィレット自体を行なわなくなったのにもかかわらず、寡婦は亡夫の妻でありつづけるという規範がなぜよみがえったのか、そして、寡婦たちによる代理夫の拒

否がどのように可能となったのだろうか。それは、近年のクリアの社会変化と結びつけて考察することができる。

近年の寡婦たちの多くは、「代理夫は寡婦を性的に搾取して暴力を振るうだけだ」と代理夫を非難し、レヴィレットという制度を拒否する傾向にある。そこには、労働力による援助の必要性から現金の必要性の変化という資本主義化にもなつて、寡婦と子供たちへの労働による支援・庇護という代理夫の機能が意味をなさなくなっているという背景がある。にもかかわらず、ほとんどの寡婦たちは、寡婦が「再婚」できるようになったほうがいいと思うかという質問に対して否定的な見解を示すでは、寡婦たちはどうして代理夫の拒否ということを入びとに受け入れさせることができたのだろうか。

その原因は、近代化と資本主義化によって生じてきた「*ekka* || リネージ原理」の地盤沈下と、消費と生産の単位としての二重化されたイエ (*umugi/nyumba*) 原理の浮上、という現象に求めることができるだろう。

クリア語で *umugi* とは一人の男性の家父長を中心とした複婚的な大家族であり、また *nyumba* は女性とその子どもたちからなるひとつの小屋を意味する。*ekka* は依然として土地の保有単位や儀礼の単位としては重要だが、市場経済の浸透にともない、親族関係の基礎である *ekka* のなかの絆が切断され、その相互扶助の機能は縮小していつている。レヴィレットは社会構造の側面において、家父長の死に際して、この *ekka* ||

ネージ原理を維持するためのものであった。すなわち、それまで家父長を通じて *ekka* につなぎとめられていた複婚的大家族としての *unugi* が、家父長の死によって個々の「女のイエ *inyumba*」になり、そのばらばらになった「女のイエ」をふたたび *ekka* のなかに組み込む方策がレヴィエートであった。

ところが、近代化と資本主義化による影響で単婚化がすすみ、女性や子供たちだけでの現金収入によって暮らしていけるようになった（イエの *inyumba* 化）。それによって現れた *ekka* 二重性原理と *inyumba* 化したイエ原理の対立・矛盾に対する寡婦たちの戦術は、そのまま「女のイエ」としての *inyumba* の独立性を強調することではなく、イエの *unugi/inyumba* の二重性を利用して、「夫のイエ」という原理を前面に出すことであった。*ekka* 二重性原理に親和的であるはずの *unugi* 二重性原理を對抗的に流用することで、亡夫の子どもたちを慣れ親しんだ *ekka* の土地で育てつつ、女性同士のコンフリクトを避け、*ekka* 二重性原理を活かしているのである。

つまりクリアの寡婦たちの多くは、資本主義化が可能にした経済的自立の可能性や実家の父親や兄弟との絆による援助も利用しながら、それらによって生活の単位を個人化・*inyumba* 化するのではなく、クリアのイエ原理の *unugi* 原理と *inyumba* 原理の二重性をたくみに利用しながら、自分たちの主張を *inyumba* 二重性原理ではなく *unugi* 二重性原理の形で提示することによって、孤立化を招く個人化・*inyumba* 化への流れ

を止めつつ、他の女性たちとの絆を中心とする多様な人ととの絆の形成を維持しようとしているのである。

アフリカの王権、ジェンダー、寡婦儀礼

— 人間不平等起源論序説 —

阿久津 昌三

(信州大学)

西アフリカ、ガーナ共和国には有名なアサンテ王国がある。本発表では、その王国における王の寡婦について、王権とジェンダーという観点から論じた。

オポク・ワレ二世 (Opoku Ware II 在位一九七〇—一九九九年) の崩御からオセイ・ツツ二世 (Osei Tutu II 在位一九九九年—) の即位までの儀礼的な枠組については「アサンテにおける葬儀の政治学——死と再生の民族誌をめざして」(阿久津二〇〇三) において詳細に分析を行った。本論文では、即位式の一面のなかで、王と「王の母」という擬制的な親子関係の「謎」があるのではないかというひとつの仮説を提示するという表現にとどまった。二〇〇四年の調査で、王の葬儀が終わった一年後に寡婦儀礼が執行されたことを聴かされ、事実関係について聞き取り調査を実施した。これは、一夫一婦制を遵守している王に、また、三年前に妻に先立たれた王になぜ寡婦がいるのかという素朴な疑問から発したものである。王の葬儀後に

執行された寡婦儀礼について調査してみると、これらの寡婦とは「黄金の椅子」(玉座)と結びついた妻たちであり、「神の妻たち」とよべるような妻たちであるという新たな事実がわかった。「黄金の椅子」を媒介として王と「王の母」との関係には擬制的な母子関係が成り立つと同時に、新しく選ばれた王とは「黄金の椅子」との関係で父子関係が成り立つということである。王権の継受は「王の母」と「黄金の椅子」との間の結婚関係——「亡霊婚」(ghost marriage)とよべるのか?——において実践される。これらの調査結果については、「王の葬儀と寡婦儀礼——オポク・ワレ二世の事例から」と題して日本アフリカ学会で研究発表を行った(阿久津 二〇〇五)。

本研究発表では、西アフリカ、ガーナ共和国のアサンテ王国の事例をもとに、寡婦の処遇とはどのようなものかを次のような論点において明らかにした。

①「髪」の神秘性と「黒」の象徴論的意味。

髪が多ければ多いほど子孫が多いとされているが、寡婦は葬儀において、その髪を剃り落とす。また黒色(または赤褐色)の喪服儀礼用の衣装をまとい、顔に黒い墨を塗る。さらにある一定期間、寡婦であることを明示する黒いヘッドスカーフをつけたりする。

②王権と寡婦との関係。

王権と結びついた神の妻たちの関係について、また、トロコシとよばれる男の祭司に従属する少女奴隷たち(神奴⇨神婢)

の慣行について論じる。西アフリカには王権や首長制に結びついた、実際の妻たちとはことなるシンボルとしての妻、という観念が存在する。

③寡婦の儀礼 (rites) と権利 (right)。

祭祀と結びついた妻たち、についての寡婦儀礼は西アフリカのコートジヴォワール、ガーナ、ナイジェリアなどにおいて執行されている。

このような寡婦儀礼について最近では、たとえば剃髪などをするので「寡婦」であることを明示することにはたいし差別的だとする声が生じてきている。それは女子割礼、一夫多妻制、寡婦相続などと同様に、女性の人権を侵害するものとして批判の対象となつているのである。今後はエイズと寡婦の問題、それによる差別の問題など、現代的文脈で寡婦について注目していく必要があるだろう。

「振る舞い」をめぐる政治学

——パプアニューギニア・クルテイ社会の婚姻と寡婦

馬場 淳

(東京都立大学大学院)

本発表は、パプアニューギニア・クルテイ社会における寡婦 (pedin nan) の行為主体性 (agency) を、「振る舞い (pantomime)」というローカルな概念を通じて浮き彫りにする試

みである。

「振る舞い」とはある特定の個人もしくは集団との間に発生した規範的な行為を意味し、礼儀作法といった道徳的・倫理的含意をもつ。あるべき「振る舞い」の型は親族関係、ジェンダー、社会的地位によって規整されている。個別具体的な状況における期待された役割と行動様式をきっちり遂行することは「よき振る舞い」(pinnon hagen)であり、地域社会の日常を構築する互酬の交換の基礎でもある。また「振る舞い」は地域社会における個のあり方(personhood)と密接に結びついているといえよう。存在論的な問題(「私とは何か」「あなたはどんな人なのか」)は、「人格(personality)」の枠組みから捉える近代社会の前提とは異なり、彼／彼女の社会的属性と関係性および具体的な「振る舞い」を通じて思考され、捕捉されるのである。

女性の「振る舞い」のよさや適切さは、婚資の支払い(magph)をめぐる重要な判断基準である。とりわけ一九八〇年代半ば以降、社会経済変化のなかで婚資額が高騰し、それと比例するかのように、夫方の親族による「振る舞い」の査定はより慎重になっていると見受けられる。しかしその結果、ンガツプが先送りされ、事実婚のまま夫が死んでいくという事態を招いている。もつともンガツプは集団の出来事であるから、たとえ夫が亡くなっても、ンガツプを行うことは可能だ。これについては個々の状況に応じてさまざまな利害関心が介在している

のだけでも、本発表では寡婦の「振る舞い」と主体性に注目したい。というのも、夫とその親族に対する「振る舞い」は夫の死から喪明けの儀礼(wopou)までの期間(一〇〇〇日)で一応の終着をみるが、婚資が未払いの場合、ンガツプを行うことがそのプロセスにおける寡婦の適切かつよい「振る舞い」への返礼と考えられているからだ。つまり寡婦の「よき振る舞い」は、夫方親族による「よき振る舞い」(ニンガツプ)を呼び込むのである。

すなわち、この社会ではいわゆる「レヴィレート」が行われるのではなく、その一方でンガツプを終えた寡婦は服喪期間を待たずに再婚したり、喪の規範に従わずに自由に行動したりすることが見受けられる。本発表で強調したかったのは、ンガツプの有無に応じて、寡婦の身の処し方が異なるという点である。寡婦の服喪は、決して自明なものではなく、経済的な利害関心や存在論的な問題と絡んだ政治的なものである。

日本における後家の成立過程と役割

服 藤 早 苗

(埼玉学園大学)

【「広辞苑」では、「後家」は「夫に死別して、その家を守っている寡婦。やもめ。未亡人」と説明されている。現在では、「後家」は夫を亡くし再婚していない妻のことを指す。しかし、

古代では、「主人が死去し、遺された家族」の意であり、遺された妻は入っていない可能性が示唆され、また、中国にはない日本で作られた熟語であると指摘されている（久留島 一九八九）。では、何時から、どの様な要因で、妻も入るようになり、さらに主として妻を指すようになるのか。依頼から一ヶ月たらずの拙報告では、まずは、日本古代中世史からの「後家」に対する研究史を紹介した上で、「後家」の成立過程と役割を史料に即して略述することにした。

日本古来の独身男女は、「やも」のようであり、そこに男女の接尾語が付いて「やもを」「やもめ」となっていく。しかし、配偶者を亡くした男女ではなく、独身のある程度の歳の男女の意と考えられる。「寡婦」「寡妻妾」は、八世紀に導入された律令用語である。いっぽう、「後家」も法的用語で、八世紀の官符に初めて出てくる、「主の居ない遺された子孫」で男性を指す。九世紀に一例あるが、これも遺された家族の意である。遺された妻を指す事が明確な史料は十世紀中頃からである。それ以降、妻の意は多くなる。

では、遺された妻である後家の役割は何か。史料的には、遺された財産の管理権、時には職務の代行にまで及ぶ権限（服藤一九九二）を保持している後家が十一世紀に頻出するようになる。また、亡夫の菩提を弔う追善供養を取り仕切る後家の姿もくつきりとあらわれる。

「夫を亡くした妻」の意を主として表すようになる「後家」

の成立は、夫妻で構成される家の成立と浸透を想定でき、家成立過程の研究、婚姻形態変遷の研究等と即応していることが指摘される。さらに、妻を亡くした夫を「後家」とは呼ばない事からして、成立した家はけっして夫婦平等ではなく、男性優位のジェンダーとしての家であることが明らかになるのである。

4 これからの課題

冒頭の趣旨において私は、本シンポジウムの目的として、これまで正面からはさして扱われてこなかったやもめ（寡婦）という社会的マイノリティに注目することで、対象社会における女性の社会的地位、その変化、女性の生き方の新たな側面を明らかにしたい、と述べた。さらに地域、時代を超えて学際的な比較の試みを行なうことで、「夫を亡くした妻」という社会的地位のあり方、当該社会の特徴を引き出すことができるのではないかと考えていた。

今回のシンポジストは、私自身の専門である社会・文化人類学の分野からの発表者が多くなったが、同じアフリカ大陸からの報告においても、当該社会において「寡婦」がどのような問題系として捉えることができるのか、さまざまであったことが現れたかと思う。またオセアニアの事例からは、父系でリネージ原理の強調されがちなアフリカ社会と対照的で、父系原理の

存続のための制度とみなされる「レヴィレート」は行われず、その代わりに寡婦の振る舞いや、貨幣による婚資の支払いとが絡んで寡婦の処遇が左右される実態が明らかにされた。発表から察するに、これは近代化、貨幣経済の浸透などの事象が反映し近年になって顕在化してきたものと考えられる。人類学からの発表はどれも「昔から綿々と続けられている」慣習に縛られた寡婦のお話ではなく、変化しつつある社会のなかで寡婦自身が切り開いている寡婦自身の戦術や、現代的な文脈での内外からの「寡婦」の位置づけや寡婦の処遇が明らかになったと思う。

日本の古代末期・中世初期の歴史がご専門の服藤氏が、「夫を亡くした女性」を意味する日本語、とくに「後家」という語がどのような背景で生まれてきたのか、その意味がどのように変化してきたのかをさまざまな資料を用いて明示してくださったことは意義深い。比較的新しいと考えられる「未亡人」の語についても今後、同様の研究がなされるべきだろう。これは他の社会—文化を研究対象とし、それを日本語で記述する日本人研究者が抱える翻訳の問題とも大きく絡んでくる。小田氏が発表の冒頭で、ケニアのクリアア社会には日本語でいう「寡婦」はいない、と言われたのも、まさに翻訳と記述と、テクニカルタームの問題である。ちなみに、ケニア・ルオ社会において、夫を亡くした妻は「墓の妻」とよばれる。配偶者の死によって結婚関係は解消されないと考える社会においては、しばしば、死者の妻が夫の死後も代理夫とともにすす「レヴィレート」と

いう制度が見出されるのである。

フロアからは、夫と死別した女性が再婚するのか、あるいはそのまま一人でいることによって社会的地位、経済的な保障はどのように変わるのかもみるべきだ、という指摘があった。つまり、女性一人で亡夫からの財を管理する代わりに経済的保障が得られるものの、それは一人であることを強制される、という場合がよく見られるからである。また日本の寡婦についても古代、中世をふまえたうえで、戦後の「軍人の寡婦」「戦争未亡人」から現在にいたる寡婦の処遇についての系統だった研究の必要性と可能性が提示されたと思う。

今後は、夫を亡くした妻だけでなく妻を亡くした夫、「やもを」についても同時に注目すべきであろう。印欧語族の言葉には、たとえば英語の「widower」、日本語の「やもを」に相当する妻と死別した男性についての語が存在しないということから、やもめとやもをの位置づけの差なども考えられる、という指摘もフロアからなされた。

5 おわりに

シンポジストをお願いするあたり、まず「夫を亡くした妻」に注目して研究をなさっている方をみつけるのが難しく、会員のいろいろな方々にご紹介いただいたり、関連する文献をご教示いただいた。ここに記して改めて御礼申し上げます。今回の

シンポジウムでの経験をもとに、今後も「やもめ／寡婦」という切り口によって、分野を越えてさらに研究の幅を広げていきたいと思っている。その際、フロアからの指摘もあつたように、「寡婦」という共通の対象だけでなく、どのような視点から「やもめ／寡婦」をみていくのか、という議論もさらに検討していく必要がある。私個人としては、まずは社会組織、結婚のシステム（婚資、持参金の意味を含む）、相続といったことに共通して注目していく必要があると考えている。より詳細に つめていくためにも、「やもめ／寡婦」に関心をよせる研究者が多方面から学際的に議論を積むことで、これからの寡婦研究の可能性を追求していく必要がある。その意味でも、今回のシンポジウムは十分に手ごたえのあるものだったと思う。

さいごになつたが、当日、六時過ぎまで長時間お付き合い合いただく参加者のみなさまにも感謝したい。

参考文献

- 阿久津昌三 「アサンテにおける葬儀の政治学——死と再生の民族誌をめざして」『アフリカ研究』第六二号、四三―五五頁、二〇〇三年。
- 「王の葬儀と寡婦儀礼——オポク・フレ二世の事例から」『日本アフリカ学会第四十二回學術大会（東京外国語大学、二〇〇五年五月）抄録集』、一〇〇頁、二〇〇五年。

Evans-Pritchard, E. E. *Kinship and Marriage among*

the Nuer, London: Clarendon, 1951. (エヴァンス＝プリチャード『ヌアの親族と結婚』

(長島信弘・向井元子訳) 岩波書店、一九八五年)。

服藤早苗 『家成立史の研究』校倉書房、一九九一年。

Kirwen, Michael C. *African Widows*. Orbis, 1979.

久留島典子 「後家とやもめ」『ことばの文化史』中世、平凡社、一九八九年。

松園万亀雄 「グシイの代理夫制度と寡婦——最近二〇年

の変化」松園万亀雄編『東アフリカにおけるグローバル化過程と国民形成に関する地域民族誌的研究』平成二二年度―平成一五年度科学研究費補助金「基盤研究（A）（1）」、課題番号一二三七一〇〇五』研究成果報告書、一三一一―五五頁、二〇〇五年。

Radcliffe-Brown, A. R. 'Introduction', in A. R. Radcliffe-Brown and D. Forde (eds.) *African Systems of Kinship and Marriage*. Routledge and Kegan Paul, 1950.

小田 亮 「西ケニア・クリア社会における「レヴィエー ト」：外からの変化と寡婦たちの戦術」松園万亀雄編『東アフリカにおけるグローバル化

過程と国民形成に関する地域民族誌的研究」
平成十二年度—平成十五年度科学研究費補助
金「基盤研究（A）」（1）、課題番号一二三七
一〇〇五」研究成果報告書、一〇九—一二九
頁、二〇〇五年。

椎野若菜

「寡婦が男を選ぶとき——ケニア・ルオ村落に
おける代理夫選択の実践」『アフリカ研究』五
九、七—八四頁、二〇〇一年。

「ルオの寡婦と男たち」松園万亀雄編『性の文
脈』雄山閣、八一—一〇八頁、二〇〇三（a）
年。

「寡婦相続」再考——寡婦をめぐる諸制度の
人類学的用語」『社会人類学年報』二九、一〇
七—一三四頁。二〇〇三年（b）。

「ケニア・ルオ社会における寡婦の生活選択
——村落で生きる・町で生きる」『アフリカレ
ポート』アジア経済研究所三八、三五—四一
頁、二〇〇四年。

（青山学院大学非常勤講師・社会人類学）